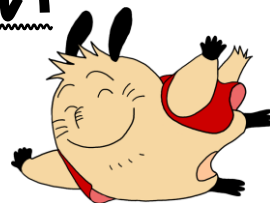


フリースクール等に通われている児童生徒の ご家庭への助成金制度をご利用ください

不登校児童生徒の多様な居場所を確保し、社会的自立に向けた支援を
推し進めることを目的として、「明石市フリースクール等利用助成制度」
が始まっています。



対象者

次のすべてに当てはまる方を対象とします。

- 【1】 市内在住もしくは明石市立小中養護学校に学籍のある児童生徒の保護者
- 【2】 不登校児童生徒（申請日よりさかのぼって1年間において、学校をおおむね30日以上欠席した児童生徒）の保護者
- 【3】 市が認定する施設に、利用料を支払って通所する児童生徒の保護者
- 【4】 児童生徒の活動の状況等に関する情報について、在籍学校と認定施設が相互に情報共有することを承諾する保護者
- 【5】 対象経費に対する助成を別の団体等から受けていない保護者

助成金額

児童生徒1人あたりの助成額は、1月につき、施設利用料（消費税及び地方消費税を除く）の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、10,000円を上限とします。

申込方法・問い合わせ

明石市教育委員会 HP に掲載の申請書をダウンロードし、お申し込みください。申請書は明石市教育委員会児童生徒支援課でも配布しています。

現在の認定施設など、詳しくは明石市教育委員会 HP でご確認ください。

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市教育委員会児童生徒支援課 電話:078-918-5096(課直通)

Email: jidouseito@city.akashi.lg.jp



申請から助成金交付までの流れ(令和7年度)

STEP 1

受給資格認定申請書の提出

※申請書は毎年度申請が必要です。

【提出物】

- ① 明石市フリースクール等利用助成金受給資格認定申請書(様式第1号)
- ② フリースクール等への通所に関する契約内容が分かるもの

令和7年度から「受給資格認定申請」は
電子申請が可能となりました。



STEP 2

受給資格の認定

市から【認定通知書】または【不認定通知書】が届きます。

STEP 3

請求書及び実績報告書の提出

上半期(令和7年4月1日～令和7年9月30日)分締切り:令和7年10月31日まで

下半期(令和7年10月1日～令和8年3月31日)分締切り:令和8年4月20日まで

【提出物】

- ① フリースクール等利用助成金請求書(様式第5号)
- ② フリースクール等利用確認書兼助成金対象経費実績報告書(様式第6号)
- ③ 債権者登録申請書 ※1度提出された方で、同じ口座にお振込みの方は必要ありません。

【提出先】

明石市教育委員会児童生徒支援課

※②の【フリースクール等利用確認書兼助成金対象経費実績報告書】は認定施設に事前に
案内していますので、作成は認定施設に依頼してください。

STEP 4

助成金額の確定、払い込み

STEP3で提出された書類に基づき、確定した額を指定された口座に振り込みます。

(請求後1カ月以内)

ご注意

偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた場合には、支給の決定を取り消し、
助成金を市へ返還していただく場合があります。